

公募公告

令和7年1月17日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官
中岡 敬雄

下記請負契約に係る調達参加者を、以下のとおり公募します。
なお、本公告は請負契約の適正かつ確実な実施を確保するため、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものです。

記

1. 調達件名
令和7年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負
2. 調達の種類
役務の提供
3. 調達の内容
仕様書による。
4. 調達の予定時期
令和7年4月1日～令和8年3月31日
5. 履行証明書作成要領等の交付
公募参加希望者には、履行証明書作成要領、及び仕様書を交付します。
(1) 交付期間
募集期間終了日の午後5時まで。
(2) 掲載場所
本紙3ページ目以降を参照すること。
6. 履行証明書の提出先
総務省大臣官房会計課契約第二係 担当：千田（連絡先 03-5253-5132）
東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館6階
※ 8(3)を満たす競争参加資格審査結果通知書の写しも1部提出すること。
7. 募集期間
令和7年1月17日（金）から 2月6日（木）の午後5時まで
8. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度又は令和7・8・9年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」営業品目「運送」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
- ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。
- ※ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>
- (8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

9. その他

- (1) 調達参加希望者は、履行証明書の提出をもって上記8(5)及び(6)の規定に該当しないことを誓約し、かつ当省の求めに応じ、調達参加希望者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報提供につき同意したものとみなすものとする。加えて、提出された書類等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。
- (2) 本調達は令和7年度予算の成立を条件とする。

以上

「令和7年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負」

【履行証明書作成要領】

総務省大臣官房会計課

履行証明書の作成要領

本履行証明書作成要領は、別紙「仕様書」に基づく「令和7年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負」の請負先の適切な選定に資することを目的として、以下に規定する要領で作成した履行証明書の提出を求めるものである。

参加を希望する者は、本要領に沿って作成した履行証明書を必要部数、応募締切日までに提出しなければならない。

1. 参加希望者に求める義務

- (1) 令和4年10月11日付で公示された東京特別区・武三地区の運賃により関東運輸局の認可を取得していること。（関東運輸局長が発行する認可書の写し等を提出すること）
- (2) 料金後払いチケットが使用できること（チケット乗車券が使用できる証明を提出すること）
- (3) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること（具体的に明記した資料を提出すること）
- (4) 乗務員に対する安全運転研修等を適切に行っていること（研修体制等具体的に明記した資料を提出すること）
- (5) 無線配車が可能であり、おおよそ15分以内に配車可能であること（具体的に明記した資料を提出すること）
- (6) 情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための体制が分かる資料

2. 履行証明書作成の様式等

(1) 様式

ア 日本語で記載し目次及びページを付与すること。（構造上付与されないページがあってもよい。）

イ A4判縦書き、横書き、左とじ、を原則とする。図表については、A3判またはA4版横置き様式でも可とする。

ただし、A3判の場合は二つ折り・方外折りとする。

ウ 作成部数は2部（うち1部は電子媒体でも可とする。ただし、電子媒体で提出する場合は、参加希望者が用意したCD-R又はDVD-R記録するものとする。）。

(2) 留意事項

ア 提出書類を評価する者（総務省大臣官房会計課契約第二係、以下「主管課」という。）が特段の専門知識を有することなく、評価が可能なよう証明書を作成すること。

なお、提出された履行証明書について主管課が不備と判断した場合は、評価しない場合がある。

イ 最低限必要な項目は次のとおりであり、履行証明書の記述にあたっては仕様書に提示した事項について十分配慮し、実績事例の列举及び具体的な記述を行うこと。

(ア) 履行証明の主旨

(イ) 「参加希望者に求める義務」を満足することの証明

上記1の各項目に答えることとし、求めている資料等を必ず添付すること。

(ウ) 仕様書要件

仕様書の各項目に履行内容及び仕様充足の可否を記述して提出すること。

3. 本履行証明書作成要領についての照会先及び本履行証明書の提出先

総務省大臣官房会計課 契約第二係（担当：千田）

電話：03-5253-5132

仕 様 書

1 件 名

令和7年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負 (Taxicab Service)

2 一般的適用事項

この仕様書は、仕様の大要を示すものであるから、この仕様書に記載されていないものでも、付帯的に実施しなければならないものについては、請負者は、総務省大臣官房会計課（以下「主管課」という。）と協議の上、実施するものとする。

3 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 請負内容

請負者は、自己が発行する一般乗用旅客自動車運送乗車券（以下「乗車券」という。）を所持する者に対し、請負者の一般乗用旅客自動車を計画的に配車する。

契約単価は、関東運輸局長認可運賃及び料金（以下「認可運賃等」という。）とする。

5 請負に当たっての条件

- (1) 令和4年10月11日付で公示された東京特別区・武三地区の運賃により関東運輸局の認可を取得していること。
- (2) 料金後払いチケット乗車券が使用できること
- (3) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (4) 乗務員に対する安全運転研修等を適切に行っていること
- (5) 無線配車が可能であり、おおよそ15分以内に配備可能であること

6 料金後払いチケット乗車券の納入場所

主管課

7 情報セキュリティ対策等

- (1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報（公の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

なお、当該情報を本契約以外の目的又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。

- (2) 請負者は、請負先において情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制を整備し、本調達に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示すること。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持すること。

8 その他

詳細については、主管課（TEL：03-5253-5132）の指示によること。